

大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会運営要領

第1 趣 旨

この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第2項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置するリサイクル製品認定部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。

第2 組 織

- (1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
 - ① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 3人以内
 - ② 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干人
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第6条第4項の規定により会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。

第3 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員、専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 部会は、大阪府循環型社会形成推進条例(平成15年大阪府条例第6号)第12条に規定する再生品の認定に関し、次に掲げる事項について審議する。
 - ① 再生品の認定その他再生品の認定に関し必要な事項に関すること
 - ② 再生品の認定のあり方に関すること
- (5) 前号①に規定する事項に係る部会の決議は、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。
- (6) 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

第4 補 足

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成24年11月19日から施行する。

この要領は、平成26年9月12日から施行する

大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会

委員名簿

氏名	職名	備考
貫上 佳則 (かんじょう よしのり)	大阪公立大学大学院 教授	部会長
藤田 香 (ふじた かおり)	近畿大学教授	部会長代理
川合 早苗 (かわい さなえ)	公益社団法人全国消 費生活相談員協会関 西支部副支部長	
以上、環境審議会委員 計 3 名		
赤尾 聡史 (あかお さとし)	同志社大学 教授	
大下 和徹 (おおした かずゆき)	京都大学大学院 准教授	
以上、環境審議会専門委員 計 2 名		

以上、合計 5 名

大阪府環境審議会条例（抜粋）

（平成 6 年大阪府条例第 7 号）

（設置）

第一条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関として、大阪府環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（部会）

第六条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

一～三 （略）

- 2 審議会は、前項各号に定める部会のほか、必要に応じて部会を置くことができる。
- 3 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 6 前三項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。
- 7 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、第一項各号に定める部会その他必要と認める部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

大阪府循環型社会形成推進条例（抜粋）

（平成 15 年大阪府条例第 6 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、大阪府環境基本条例（平成 6 年大阪府条例第 5 号）の理念にのっとり、循環型社会の形成に関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、及び廃棄物の適正な処理のために必要な規制等を行い、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 循環型社会 循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号。以下「循環基本法」という。)第二条第一項に規定する循環型社会をいう。
- 二 廃棄物等 循環基本法第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。
- 三 循環資源 循環基本法第二条第三項に規定する循環資源をいう。
- 四 循環的な利用 循環基本法第二条第四項に規定する循環的な利用をいう。
- 五 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。
- 六 産業廃棄物 廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 七 再生品 循環資源の全部又は一部を原材料として利用して製造された製品をいう。

（再生品の認定及び普及）

第 12 条 知事は、循環資源の循環的な利用を促進し、及び循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成するため、再生品のうち、別に定めるところにより循環資源の循環的な利用の促進に特に資するものを、事業者の申請に基づき認定し、及びその普及に努めるものとする。

（再生品の調達等）

第 13 条 府は、前条の規定により認定された再生品（以下「認定リサイクル製品」という。）その他の再生品に対する需要の増進に資するため、自ら率先して認定リサイクル製品その他の再生品を使用するとともに、事業者及び府民による認定リサイクル製品その他の再生品の使用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、毎年度、府において認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針を定めなければならない。
- 3 知事は、前項に規定する方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 知事は、毎会計年度の終了後、遅滞なく、認定リサイクル製品その他の再生品の調達の実績の概要を取りまとめ、及びこれを公表するものとする。

(手数料)

第 51 条 第 12 条の循環資源の循環的な利用の促進に特に資する再生品の認定の申請をしようとする者は、1 万 8 千円の手数料を納付しなければならない。

大阪府リサイクル製品認定要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年3月25日大阪府条例第6号。以下「条例」という。）第12条に規定する再生品の認定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 認定申請 条例第12条に規定する申請をいう。
- 二 認定リサイクル製品 条例第13条に規定する認定リサイクル製品をいう。
- 三 認定証 第4条第4項の規定により交付する大阪府認定リサイクル製品認定証をいう。
- 四 認定証交付者 認定証の交付を受けた者をいう。

(申請の募集)

第3条 府は、認定申請の募集を年1回行うものとする。

(認定申請)

第4条 認定申請をしようとする者は、募集期間内に、次の各号に掲げる事項を記載した様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 別表第1に掲げる分類番号及び品目名
- 三 製品名
- 四 製品の主な仕様
- 五 製造加工場所の名称及び所在地
- 六 府内の主な販売拠点の名称及び所在地
- 七 販売の方法等
- 八 製品の原材料の状況
- 九 品質保証に関する規格等への適合状況
- 十 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可等
- 十一 製品の品質・安全性への配慮
- 十二 環境法令等の遵守状況
- 十三 製品の使用済品の回収状況及びリサイクルの状況

- 十四 年間生産量及び年間販売量又はこれらの申請時における予定数量
- 十五 販売価格又は標準小売価格
- 十六 販売開始日又は販売開始予定日
- 十七 その他参考事項

2 認定申請には、当該製品のサンプル及び写真並びに次の各号に掲げる書類又は図面を添付するものとする。

- 一 申請者の事業概要を示す書類
- 二 当該製品の製造加工場所の付近見取図
- 三 当該製品の製造加工工程図
- 四 当該製品の説明書等
- 五 第6条第1項に規定する認定の基準に適合していることを証する書類
- 六 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況を示す書類
- 七 再申請の場合にあっては、既に交付された認定証の写し
- 八 その他審査に必要な書類又は図面

3 認定申請をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- 一 当該製品を自ら製造又は販売する者
- 二 当該製品の製造又は販売の拠点を府内に有する者

4 知事は、第1項の申請が第5条及び第6条第1項の規定に適合すると認めるときは、当該製品を認定リサイクル製品として認定し、様式第2号による認定証を交付するものとする。

(認定対象製品)

第5条 認定の対象となる製品は、別表第1に定める品目のうち、次の各号のいずれにも該当する製品とする。

- 一 府内で販売されている製品であること又は申請日から6か月以内において府内で販売されることが確実な製品であること。
- 二 次のいずれかに該当すること。
 - イ 府内で発生する循環資源を使用し、日本国内で製造される製品であること。
 - ロ 日本国内で発生する循環資源を使用し、府内で製造される製品であること。
- 三 生活環境汚染防止に関する措置が講じられている事業場において、適法に製造される製品であること。

四 申請日又は申請日から6か月以内において製造が可能な製品であること。

(認定の基準及び区分)

第6条 認定の基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する認定の基準に適合する製品（次項に規定する製品を除く）を、第1区分とする。

3 第1項に規定する認定の基準に適合する製品であって、当該製品の使用済品を製造者が自ら回収し、使用済品が素材としてリサイクルされる製品を、第2区分とする。

(変更等の届出)

第7条 認定証交付者は、第4条第1項第一号及び第三号の事項に変更があったとき又は認定を受けた製品の一部を廃止するときは、変更又は廃止のあった日から30日以内に様式第3号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第4条第1項第一号の事項の変更に伴い第10条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。

2 認定証交付者は、第4条第1項第四号から第十二号に掲げる事項に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に様式第3号により、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第4条第1項第五号に掲げる事項に変更があったときは第4条第2項第二号に掲げる図面を、第4条第1項第八号から第十二号に掲げる事項に変更があったときは、第4条第2項第五号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第4条第1項第五号及び第六号並びに第八号から第十二号に掲げる事項の変更に伴い第10条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。

3 認定証交付者は、第4条第1項第十三号に掲げる事項に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に様式第3号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第4条第2項第六号に掲げる書類を添付するものとする。

4 認定証交付者の地位を承継した者は、地位を承継した日から30日以内に様式第3号により、地位を承継したことを証する書類及び認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 5 認定証交付者は、認定を受けた製品の全部を廃止したときは、廃止した日から30日以内に様式第4号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 知事は、第1項、第3項及び第4項の届出があったときは、認定証を書換えのうえ、再交付するものとする。

(認定リサイクル製品に係る表示)

第8条 第6条第2項に基づき第1区分に認定された製品については、次に掲げる表示を行うことができる。

- 一 「大阪府認定リサイクル製品」及び「なにわエコ良品」の文字の表示
- 二 知事が別に定める認定マークの表示

2 第6条第3項に基づき第2区分に認定された製品については、次に掲げる表示を行うことができる。

- 一 「大阪府認定リサイクル製品」及び「なにわエコ良品ネクスト」の文字の表示
- 二 知事が別に定める認定マークの表示

(誤認表示の禁止)

第9条 認定リサイクル製品以外の製品については、前条各項に定める表示又はこれと誤認されるおそれのある表示を行ってはならない。

(認定の取消し等)

第10条 次の各号のいずれかに該当したときは、認定の効力は失効するものとする。

- 一 認定を受けた日から3年を経過したとき。
- 二 第4条第3項、第5条及び第6条第1項の規定に適合しなくなったとき。
- 三 既に認定を受けた製品が新たに認定証の交付を受けたとき。

2 認定証交付者は、前項第二号の規定により認定の効力を失効したときは、失効した日から30日以内に様式第4号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができるものとする。

- 一 第7条第1項から第5項又は前項の規定による届出をしなかったとき。

二 認定リサイクル製品の信用を著しく失墜させるおそれがあるとき。

4 認定の効力が失効した製品については、第8条各項に規定する表示を行ってではない。

(認定証交付者の責務)

第11条 認定証交付者は、当該製品の生産、流通、販売、使用等において問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行わなければならない。

2 認定証交付者は、当該製品について、必要に応じて認定基準への適合状況を確認するための試験、検査を実施し、その結果を3年間保存しなければならない。

3 認定証交付者は、毎年6月30日までに、様式第5号により、製品の前年度の販売実績等を知事に報告しなければならない。

(環境審議会への諮問)

第12条 知事は、第4条第4項に規定する認定をしようとするときは、あらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴かななければならない。

(所掌)

第13条 この要領に関する事務は、環境農林水産部循環型社会推進室において所掌する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年11月2日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 一 改正前要領の別表1分類番号3の削除に関する規定
- 二 改正前要領の別表2「品目ごとに定める基準」「その他について」分類番号3の削除に関する規定
- 三 改正後要領の別表第2備考3に関する規定

(経過措置)

- 2 平成28年3月31日に現に別表1分類番号3にて認定されている製品については、平成28年4月1日から平成31年2月28日までは、次の各号に掲げる規定を適用しない。

- 一 改正前要領の別表1分類番号3の削除に関する規定
- 二 改正前要領の別表2「品目ごとに定める基準」「その他について」分類番号3の削除に関する規定
- 三 改正後要領の別表第2備考3に関する規定

- 3 改正前要領の別表1分類番号3にて認定する製品は、改正後要領の第6条第2項に規定する第1区分に区分する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年3月31日に現に認定されている製品については、平成28年4月1日から平成31年3月31日までは、第3条の規定にかかわらず、年2回、認定申請の募集を行うものとする。

- 3 前項の規定により実施された募集にて認定申請され、第4条第4項に基づき認定を受けた製品であって、認定を受けた日が平成28年10月1日、平成29年10月1日及び平成30年10月1日である製品については、第10条第1項第1号の規定にかかわらず、認定を受けた日から3年5月を経過したとき認定の効力は失効するものとする。
- 4 前項の規定により認定を受けた製品については、第11条第2項に基づき実施する試験及び検査の結果を3年5月間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年3月31日に現に認定されている製品については、既に交付されている認定証の認定の有効期間の間は、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年3月31日に現に認定されている製品については、既に交付されている認定証の認定の有効期間の間は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年10月12日から施行する。

別表第1 認定対象品目（第5条関係）

分類 番号	品 目		製 品 例
1	衣服		制服、事務服、作業服、衛生衣、スポーツ着、外衣、下着、寝衣、和服、くつ下・パンティストッキング・タイツ・足袋、帽子・手袋等
2	工業用繊維製品		ベルト、重布類、袋、包装布、結束材、ファスナ、油吸着材、畳資材、ホース類、合皮基布、電気資材、自動車内張、土木用繊維資材等
3	衛生用紙		ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ちり紙
4	タイルブロック		セラミックタイル、普通れんが、陶管、建築用セラミックメーソンリーユニット、プレキャスト無筋コンクリート製品、建築用コンクリートブロック、ガラスブロック（中空）、インターロッキングブロック等
5	木材などを使用したボード		パーティクルボード、繊維板等
6	文具・事務用品		ペン類(鉛筆を含む)、ノート、ファイル、事務用封筒(紙製)、包装紙、包装袋、粘着テープ(布粘着)等
7	間伐材、再・未利用木材などを使用した製品		屋外用品(土木建築用品、エクステリア)、屋内用品(内装材、構造用材等)、生活・文化用品(玩具、楽器、スポーツ用具等)、梱包用材、木炭(竹炭も含む)、活性炭(調湿材、水質浄化材等を含む)、土壌改良資材等
8	プラスチック製品	装身具・身辺細貨品	衣類・繊維以外の装身具(ブレスレット、アクセサリ等)、ライター等
		玩具・遊具・スポーツ用品・道具	おもちゃ、スポーツ用具、工具、遊具(釣具等)、楽器、娯楽装置等
		記録メディア等	フィルム、CD-ROM、MD カセット等
		包装用品	シート等
		屋内設備・設置用品	屋内設備、掲示板、ボード、置物、マット等
		農業・漁業・林業用品	養殖用の漁具、農業・林業用シート等
		屋外設備・設置用品	屋外設備、掲示板、ボード、表示板、置物等
		その他の製品	上記以外

分類 番号	品 目		製 品 例
9	土木・建築用製品	舗装材	再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材等
		埋戻材	埋戻材
		ボード	木質系セメント板、パルプセメント板、スラグせっこう板、石膏ボード等
		左官材料	既調合軽量セメントモルタル、カラーセメント、かき落としリシン材、既調合プラスター類、セルフレベルリング材等
		塗装材	建築用仕上塗材、仕上塗材用下地調整塗材、一般用さび止めペイント等
		ルーフィング材	アスファルトルーフィングフェルト、合成高分子系ルーフィングシート、網状アスファルトルーフィング、改質アスファルトルーフィングシート、ストレッチアスファルトルーフィングフェルト、あなあきアスファルトルーフィングフェルト、透湿防水シート、住宅開口部等に使用する防水シート
		セメント	ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメント、エコセメント
10	ガラス製品	骨材	熔融スラグ骨材、スラグ骨材、再生骨材、軽量骨材
		板ガラス	フロート板ガラス及び磨き板ガラス、型板ガラス、網入り板ガラス及び線入り板ガラス、合わせガラス、強化ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射ガラス、鏡材、倍強度ガラス、複層ガラス等
11	家具	ガラス長繊維	ガラス糸、ガラスロービング、ガラスチョップストランドマット、ガラスクロス、処理ガラスクロス、ガラスロービングクロス、チョップストランド、処理ガラステープ等
		板ガラス	フロート板ガラス及び磨き板ガラス、型板ガラス、網入り板ガラス及び線入り板ガラス、合わせガラス、強化ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射ガラス、鏡材、倍強度ガラス、複層ガラス等
12	その他	上記以外の品目	現行のエコマーク商品認定基準がある製品

別表第2 認定の基準（第6条第1項関係）

項目	認定の基準
環境等への配慮	次の基準を満たす環境等に配慮したものであること。 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）の定める特別管理（一般・産業）廃棄物を利用していないこと。 イ 製品について、土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）別表第四に掲げる土壤溶出量基準及び別表第五に掲げる土壤含有量基準に適合していること。 ウ 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、環境関連法令及び公害防止協定等を遵守していること。 エ 使用にあたって、生活環境の保全上支障を生じる恐れがないこと。 オ 品目ごとに付表(1)に定める基準に適合していること。
規格等	次のいずれかの基準に適合していること。 ・日本産業規格 ・日本農林規格 ・大阪府土木工事共通仕様書 ・エコマーク商品認定基準 ・その他認定製品の品質を確認する規格等として適当と認められたもの。
その他	品目ごとに付表(2)に定める率の循環資源を使用していること。

- (備考) 1 循環資源を利用した原材料、製造技術、工事工程等は認定の対象外とする。
- 2 建設発生土等を利用した埋め戻し材については、認定対象外とする。
- 3 認定基準等への適合性の判定に用いる循環資源が、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材である再生舗装材(再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材等)については、認定対象外とする。

付表(1) 環境等への配慮について

分類 番号	品目	基準
9	土木・建築用製品	廃石膏を用いた土壌固化材（地盤改良材、吸水材等を含む。）その他これに類するものについては、汚泥等を最終処分場（地中にある空間を利用する処分の方法により行っているものを除く。）まで運搬するための固化材など一般環境中に拡散しないように用途を限定して販売するものに限る。

付表(2) その他について

分類 番号	品目		循環資源の配合率（重量割合）
1	衣服		付表(3)
2	工業用繊維製品		付表(4)
3	衛生用紙		古紙パルプ 100%
4	タイルブロック		付表(5)
5	木材などを利用したボード		(木質部の原料) 再・未利用木材および廃植物繊維 100%
6	文具・事務用品		付表(6)
7	間伐材、再・未利用木材などを使用した製品		(木質部の原料) 再・未利用木材および廃植物繊維 100%
8	プラスチック製品		50%以上 ※ポストコンシューマ材料(製品として使用された後に、廃棄された材料または製品)を使用する場合は 25%以上とする。 ※第2区分の製品の場合は、ポストコンシューマ材を 20%以上使用していること。
9	土木・建築用製品	舗装材	50%以上
		埋戻材	70%以上
		ボード	木質系セメント板：再・未利用木材、廃植物繊維 25%以上 パルプセメント板：古紙パルプ 10%以上 スラグせっこう板：スラグ、廃石膏 50%以上 石膏ボード：廃石膏 50%以上 その他（エコセメント、スラグ、再生プラスチック等）：50%以上
		左官材料	50%以上

分類 番号	品目		循環資源の配合率（重量割合）
		塗装材	合成樹脂溶剤系塗料のうち合成樹脂調合ペイント、フタル酸樹脂エナメル、建築用塗料のうち建築用下地調整塗材および粉体塗料は、再生材料(PET 樹脂、ガラス、溶剤等)を使用していること。
		ルーフィング材	再生ゴム、リサイクル繊維および再生プラスチック材料の合計量が、アスファルトを除く製品量の 10%以上であること。 透湿防水シートおよび防水シートについては、再生ゴム、リサイクル繊維および再生プラスチック材料の合計量が製品量の 50%以上であること。
		セメント	製品 1 トンの製造に使用する原料(燃料および混合材料を含む)のうち、循環資源の合計が 0.4 トン以上であること。なお、汚泥、スラッジ等の水分を含んだ循環資源は、入荷時の量で判断する。 エコセメントは、製品 1 トンにつき都市ごみ焼却灰等の循環資源を乾燥量で 0.5 トン以上使用していること。
		骨材	再生骨材は、コンクリート構造物を解体したコンクリート塊を破砕して製造した粗骨材の配合率が製品量全体の 100%であること。 溶融スラグ骨材については、一般廃棄物、下水汚泥等の溶融固化物が製品量全体の 100%であること。 スラグ骨材については、それぞれ高炉スラグ、フェロニッケルスラグ、銅スラグ、電気炉酸化スラグが製品量全体の 100%であること。 ガラス骨材については、ガラスカレットが製品量全体の 100%であること。 軽量骨材については、ガラスカレット、石炭灰、無機汚泥（アルミナ、シリカ）焼却灰、下水汚泥焼却灰の合計量が製品量全体の 60%であること。ただし、再生材料にガラスカレットのみを用いる場合は、ガラスカレットが製品全体容積の 60%以上であることも可とする。
10	ガラス製品	板ガラス	ガラスカレット 10%以上
		ガラス長繊維	ガラスカレット 10%以上
11	家具		紙材：古紙パルプ 70%以上 木材：再・未利用木材 30%以上 プラスチック：ポストコンシューマ材 10%、プレコンシューマ材 15%以上
12	その他	上記以外の品目	現行のエコマーク商品認定基準に定める配合率

(備考) 土木・建築用製品については以下のとおりとする。

繊維の種類	基準配合率		
未利用繊維	10%以上		未利用原料が 10%以上。
リサイクル繊維	反毛繊維	10%以上	
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上	樹脂量として再生ポリマーが 50%以上。
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生ポリマーが 25%以上。
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上	モノマー量として再生モノマーが 50%以上。
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生モノマーが 25%以上。
	その他のリサイクル繊維	50%以上	

- (1) 金属材料、段ボール及び鉱業・採石廃土類（採石・窯業廃土、微少珪砂等）は、再生材料として扱わない。
- (2) 「コンクリート塊」については、製品の使用用途が骨材であるもの以外は、再生材料として扱わない。

付表(3) 「衣服」に係る循環資源の基準配合率（重量割合）

付表(4) 「工業用繊維製品」に係る循環資源の基準配合率（重量割合）

繊維の種類	基準配合率		
未利用繊維	70%以上		未利用原料が 70%以上。
リサイクル繊維	反毛繊維	70%以上	
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上	樹脂量として再生ポリマーが 50%以上。
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生ポリマーが 25%以上。
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上	モノマー量として再生モノマーが 50%以上。
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生モノマーが 25%以上。
	その他のリサイクル繊維	50%以上	

付表(5) 「タイルブロック」に係る再生材料の前処理及び循環資源の基準配合率

再生材料の原料となる 廃棄物等の分類区分と名称		再生材料としての 認定に必要な前処理		循環資源合計の 基準配合率 ¹ (重量%)	
分類区分	主たる再生材料の名称	常温成形品	焼成品 ・溶融品	常温 成形品	焼成品・ 溶融品
産業廃棄物類	鉱業・採石 廃棄物類	前処理によらず対象		60%以上	50%以上 ²
	金属工業 廃棄物類				
	その他の 産業型 廃棄物類				
	・建設汚泥	焼却灰化、 溶融スラグ化	前処理に よらず対象	50%以上	40%以上
焼却灰・ 汚泥類	焼却灰類	溶融スラグ化		60%以上	50%以上
	産業発生 汚泥類	焼却灰化、溶 融スラグ化	前処理に よらず対象		
	生活・ 自然発生 汚泥類	焼却灰化、溶融スラグ化		50%以上	40%以上
	下水道汚泥 湖沼等の底泥	焼却灰化、溶 融スラグ化	前処理に よらず対象		

(備考) 1 再生材料が複数種で、本表の基準配合率区分をまたがる製品は、比例配合割合を算出する。

例 陶磁器くず A% (基準配合率 50%)

下水道汚泥 B% (基準配合率 40%)

この場合比例配合割合は $A/50\% + B/40\% \geq 1$ を満たすこと。

2 「ガラスブロック(中空)」については、原料とする再生材料をガラスカレットのみとし、基準配合率は 100%(重量%)とする。

付表(6) 「文具・事務用品」に係る再生材料の前処理及び循環資源の基準配合
(重量割合)

品目	主要材料中の再生材料の基準配合率	製品量から除くもの
ペン類(鉛筆を含む)	70% ¹	芯、インク、消しゴム
ファイル	70% ¹	
ノート	70%	クロス
インデックス、付箋紙	70% ¹	粘着剤、剥離紙
事務用封筒(紙製)	40%	粘着剤(封緘用のり)、剥離紙
印類(スタンプ台、朱肉、ゴム印等)	70% ¹	インク
はさみ、カッターナイフ	70% ¹	金属部分
のり(液状、澱粉のり、固形) (補充用を含む)	70% ¹	のり
包装紙	40%以上	
包装袋	30%以上	粘着剤(封緘用のり)、剥離紙
梱包用バンド	100%(紙)、25%(プラスチック)	
粘着テープ(布粘着)	テープ基材 40%以上	ラミネート層
	巻芯 100%	外面紙・内面紙
その他	現行のエコマーク商品認定基準に定める配合率	

(備考) 1 ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、再生材料の基準配合率はポストコンシューマ材料 60%以上とする。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

年 月 日

大阪府認定リサイクル製品認定申請書

大阪府知事 様

申 請 者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 別表第 1 に掲げる分類番号 及び品目名	分類番号	品目名
2 製 品 名		
3 製品の主な 仕様	型 番	
	大きさ・重量等	
	用 途	
	特 徴	
4 製造加工場所	名 称	
	所 在 地	
5 大阪府内の 主な販売拠点	名 称	
	所 在 地	
6 販売方法等	販売場所及び 販 売 方 法	
	製品等に関する 問い合わせ先	

7 製品の 原材料 の状況	循環資源	名 称			
		発生場所			
		使用量 (配合率)			
	循環資源以外	名 称			
		使用量 (配合率)			
8 品質保証に関する規格等の適合状況					
9 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づく許認可等					
10 製造の 品質・ 安全性へ の配慮	特別管理廃棄物の 使用の有無	☐ 有 ☐ 無			
	土壌汚染有害物質が 含有される 可能性の有無	☐ 有 ☐ 無	含有の可能性のある場合は、試験の方法等		
	品質管理の状況				
	強度・耐久性等	規格・基準	試験の方法等		
11 環境法令等の遵守状況					
12 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況		☐ 当該製品の使用済品を製造者が自ら回収し、回収した使用済品が素材としてリサイクルされる ☐ 上記以外(使用済品は回収しない、できない等)			
13 年間生産量・販売(予定)量					
14 販売価格(標準小売価格)					
15 販売開始(予定)日					
16 その他参考事項					
17 申込番号(コンビニ納付のみ)		C			
備考					
1 品質保証に関する規格等とは、日本産業規格(JIS規格)、日本農林規格(JAS規格)、大阪府土木工事共通仕様書、エコマーク商品認定基準、その他認定製品の品質を確認する規格等として適当と認められたものをいう。 2 環境法令等とは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例等をいう。 3 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。					

(日本産業規格A列4番)

添付書類等

- 1 当該製品のサンプル及び写真
- 2 申請者の事業概要を示す書類(会社案内、パンフレット等)
- 3 当該製品の製造加工場所の付近見取図
- 4 当該製品の製造加工工程図(製造フロー)
- 5 当該製品の説明書等
- 6 大阪府リサイクル製品認定要領第6条第1項の基準に適合していることを証する書類(JIS規格等への適合確認証明、エコマーク商品認定証、原材料ごとの成分含有試験の結果書等)
- 7 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況を示す書類
- 8 再申請の場合は、既に交付された大阪府認定リサイクル製品認定証の写し
- 9 手数料の納付確認書
- 10 その他審査に必要な書類又は図面

様式第2号（第4条関係）

大阪府認定リサイクル製品 認定証

住所（所在地）

氏名 様
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

大阪府循環型社会形成推進条例第12条に基づき、下記のとおり
大阪府認定リサイクル製品として認定します。

年 月 日

大阪府知事

印

品 目 名	
認 定 番 号 ・ 製 品 名	
認 定 の 区 分	
認 定 の 有 効 期 間	
認定証の書換えの履歴	

様式第3号(第7条関係)

大阪府認定リサイクル製品変更等届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

第1項
第2項
第3項
第4項

大阪府リサイクル製品認定要領第7条の規定により、次のとおり変更等を届け出ます。

認定番号、製品名		
認 定 年 月 日		
変更等の年月日		
変更等の項目	該 当 の 有 無	☐ 認定を受けた製品うちの一部廃止
		☐ 再生品の認定を受けた者の地位を承継
		☐ 氏名(名称)の変更
		☐ 住所(所在地)の変更
		☐ 代表者の変更
		☐ 製品名の変更
		☐ 製品の主な仕様(大きさ、重量等に限る。)
		☐ 製造加工場所の名称又は所在地の変更
		☐ 府内の主な販売拠点の名称又は所在地の変更
		☐ 販売の方法等(製品等に関する問合せ先に限る。)
		☐ 製品の原材料の状況
		☐ 品質保証に関する規格等の適合状況
		☐ 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可等
		☐ 製品の品質・安全性への配慮
		☐ 環境法令等の遵守状況
変更等の内容	(変更前)	(変更後)
備考		
1 変更等の該当するものを塗りつぶし、当該項目の変更内容(変更前と変更後等)を記載すること。		
2 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。		

(日本産業規格A列4番)

添付書類等

当該製品に係る大阪府認定リサイクル製品認定証

様式第4号(第7条、第10条関係)

大阪府認定リサイクル製品廃止届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領 第7条第5項 の規定により、次のとおり届け出ます。
第10条第2項

認定番号、製品名	
認 定 年 月 日	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
備考 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。	

(日本産業規格A列4番)

添付書類等

当該製品に係る大阪府認定リサイクル製品認定証

様式第5号(第11条関係)

大阪府認定リサイクル製品実績等報告書

年 月 日

大阪府知事 様

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領第11条第3項の規定により、次のとおり報告します。

認定番号、製品名		
認定年月日		
実績集計期間		
生産量 ^{※備考2}	(単位:)	
販売量	(単位:)	〔うち、大阪府に所在する購入者〕 (単位:)
販売額 ^{※備考3}	(単位: 千円)	〔うち、大阪府に所在する購入者〕 (単位: 千円)
備考 1 この報告書の提出部数は、正本一部とする。 2 報告者が販売者の場合は、生産量は把握している場合のみ記入する。 3 販売額は税抜額を記入する。 4 大阪府に所在する購入者あてで販売した数量及び販売した額は、把握している場合のみ記入する。		

(日本産業規格A列4番)